

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

本市の下水道は、大正元年に供用開始して以来、100年以上にわたり整備しており、膨大な施設を有している。これらの多くは高度経済成長期に建設され、今後、老朽化に伴い一斉に改築時期を迎えることから、施設の改築には、多額の費用と長い期間が必要になる。

一方で、平成29年度の財政制度等審議会において、受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について、排出者が負担すべきとの考えが示された。

しかしながら、下水道は地域から排出される汚水を排除、処理することによって、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に貢献するなど、公共性の高い社会資本である。その国費負担は地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、公共的役割に対する国の責務は新設時も改築時も変わるものではない。また、下水道施設の改築時には、施設の機能維持とともに災害への備えとして、耐震化や雨水排水能力の増強など、施設の機能向上を図る必要がある。

本市では、名古屋市地域強靱化計画を策定し、南海トラフ巨大地震や集中豪雨など、大規模災害に備えた防災性の高い都市を目指しており、市民が安全で、安心して暮らせる減災都市名古屋を実現するためには、防災・減災にも資する下水道施設の改築を進めていくことが大変重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月 3 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

宛（各 通）